

# 仕様書

## 1. 件名 令和4年度 自動試料前処理装置 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 自動試料前処理装置 一式」について規定する。

|       |           |    |
|-------|-----------|----|
| 2. 数量 | 自動試料前処理装置 | 一式 |
| 構成内訳  | 液体処理タワー   | 2台 |
|       | ワークベンチ本体  | 1台 |
|       | 制御システム    | 1台 |

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、化学物質等のリスク評価・管理の推進及び未知・未解明のものを含めた全懸念化学物質の環境動態把握のため、化学物質の起源・動態・毒性・物性解析を目的とした研究を実施している。

本調達は、上記研究の化学分析業務において、試料の前処理を円滑化するため、「令和4年度 自動試料前処理装置 一式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和4年度 自動試料前処理装置 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。なお、各機器は、メーカーにて量産、製品化されている新品であること。

### 4.1. 液体処理タワー

- 1) 試料及び溶媒の揮発を防ぐため、セプタム付ガラスバイアル瓶が使用できるシリンジ式分注であること。
- 2) 容量2mLのガラス製バイアル瓶が使用可能であること。
- 3) 1、2、5、25、100、500 $\mu$ Lの液量に対応したシリンジを使用可能であること。
- 4) シリンジの洗浄機能として、2種類の溶媒を使用し、0～15回程度洗浄できること。
- 5) 試料及び溶媒の吸引に関して、プログラムが可能であること。また、排出速度に関しても、プログラムが可能であること。

### 4.2. ワークベンチ本体

- 1) 取外可能な3つの個別トレイが設置でき、計150バイアルに対応していること。
- 2) 攪拌及び加熱できるポートを有すること。
- 3) バイアルトレイの加熱や冷却が可能であること。

4) 本体の大きさとして、幅700mm以内、奥行き470mm以内であること。

#### 4.3. 制御システム

1) 制御用PCは、Windows10Proを搭載しており、下記の仕様を満たすこと。

- CPU : Intel Core i5-10500 3GHz以上
- メインメモリ : 8 GB以上の実装
- ストレージ容量 : 500 GB以上

2) ディスプレイとして、19インチ以上のワイドカラー液晶モニターが付属されていること。

3) 液体処理タワーとワークベンチ本体を制御できるソフトウェアを有し、使用者が自由に、試料や溶媒の吸引・排出、加熱・冷却、攪拌等の動作プログラムを構築できる機能を有すること。

#### 5. 据付・設置等

本装置の据付、接続、動作に関する付属品全てを本調達に含め、NIES 担当者の指示に従い据付・設置作業を行うこと。

6. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

7. 納入期限 令和5年3月10日

#### 8. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

#### 9. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕様書

## 1. 件名 令和4年度 冷原子蛍光分析計 1式 賃貸借

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 冷原子蛍光分析計 1式 賃貸借」について規定する。

## 2. 数量 1式

<構成内訳>

原子蛍光分析計装置本体 1台

電源ケーブル 1本

## 3. 賃貸借期間 令和5年2月1日 ～ 令和5年3月31日

## 4. 研究内容及び賃貸借目的

NIES では、水銀に関する水俣条約の有効性評価に関する研究を行っている。本調達は、水銀の環境モニタリングで使用する計測装置の性能評価のため、冷原子蛍光分析計 1式を賃貸借するものである。

## 5. 仕様

賃貸借装置については、以下の仕様を満たす必要がある。

- ① 測定方式には、キャリアガスにアルゴンを使用し、原子蛍光方式を採用していること。
- ② 0.1ng/m<sup>3</sup>以下の水銀を検出することが可能であること。
- ③ ガス流量の制御にマスフローコントローラーを使用し、ガス集計や測定サイクルの制御が可能であること。
- ④ 2対の水銀捕集管を内蔵していること。
- ⑤ 装置本体の高さは18cm以下で、19インチラックに収まること。
- ⑥ PCが無くても、装置前面のタッチパネルで装置の制御やネットワークに接続することが可能であること。

## 6. 納入場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

## 7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。  
納入引き渡し完了した時点より契約期間満了日までを保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。また物品には、動産総合保険を付すること。この保険料は賃貸人の負担とする。

# 仕 様 書

1 件 名 令和4年度食品中の化学物質濃度の文献等調査業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和5年3月24日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

ヒトの化学物質のばく露の評価を行うにあたり、重要な化学物質のばく露経路である食品からのばく露推計が必要である。そのためには、食品中の化学物質濃度情報が必要である。本業務は、食品中の化学物質濃度のデータベース整備のため、過去の資料から日本の食品中の化学物質の濃度データを収集、整理するものである。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

データ収集内容：過去20年以内に発表された資料等から、日本の食品中の元素濃度データの収集する（食品ごとの濃度データ、マーケットバスケットスタディ等）。濃度データとともに、食品名、産地名、採取年（発表年）、分析法（前処理法・n数等）、データソースの情報を合わせて表に取りまとめること（Excel形式）。

※魚介類の場合、魚の種類毎にまとめることとし、加工品（例：ツナ缶等）は別項目としてまとめる。

※※マーケットバスケットスタディデータは、食品群毎にまとめることとする。

収集データ期間：過去20年間（2002年～2022年）

方法：文献収集（官公庁のホームページで公開されているデータ・報告書を中心に、必要に応じて学術論文も対象とする）を行う。

※基本的にインターネットで検索し、入手可能な情報を整理する。

※入手が困難な論文、取り寄せが必要なものは適宜NIES担当者に協議すること。

対象物質：総水銀（7439-97-6）・メチル水銀（115-09-3、22967-92-6）、ヒ素（7440-38-2）、カドミウム（7440-43-9）、鉛（7439-92-1）

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

(1)業務結果報告書 1部

(2)収集データ（machine readableな形式のファイル）一式

（ファイル交換サーバでの受け渡し可）

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([http://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](http://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

1. 件 名 令和4年度 陸海域気候変動予測シミュレーション用解析装置拡張ユニット 一式  
本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 陸海域気候変動予測シミュレーション用解析装置拡張ユニット 一式」について規定する。

## 2. 数 量 一式

|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 構成内訳 | ストレージ装置（拡張筐体）   | 1台 |
|      | ハードディスク         | 6個 |
|      | 5年間保守サービス       | 1式 |
|      | 設置作業及びそれに要する付属品 | 1式 |

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、瀬戸内海をはじめ閉鎖性海域の水環境を対象として、気候変動の影響予測や栄養塩類管理の効果予測等の数値シミュレーションをスーパーコンピュータで実施している。複数のシナリオに基づく高解像度かつ長期間の予測シミュレーションデータを保存・解析するため、大規模容量のストレージが必要である。本調達は、2019年度に整備した既設ストレージサーバ「陸海域気候変動予測シミュレーション用解析装置」のデータ容量を増設するために必要となる、以下の性能を有する拡張ユニットを購入・設置するものである。

## 4. 仕様・規格等

「令和4年度 陸海域気候変動予測シミュレーション用解析装置拡張ユニット 一式」については以下の仕様を満たす必要がある。

### A ストレージ装置（拡張筐体）

- (1) 既設ストレージサーバの基本筐体（レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ社 ThinkSystem DE4000H）と接続可能であり、その機能を正常に利用可能であること。
- (2) 拡張ユニットの筐体のスペースは4Uとし、Bに記載のハードディスクを最大60個搭載可能であること。
- (3) ドライブ接続用インターフェースとして12Gbps以上のSASを有すること。
- (4) I/Oモジュールは、デュアルであること。
- (5) 拡張エンクロージャ用ポートとして8個以上のSFF-8644を搭載していること。

### B ハードディスク

- (1) Aの拡張筐体に搭載可能な3.5型のSAS対応ハードディスクであり、容量16TB以上で回転速度7200rpm以上の性能を有するハードディスク6個以上を本調達に含めること。

- (2) (1)とは別に、NIESがすでに所有しているハードディスク（DEシリーズ 16TB 7.2K 3.5型 HDD 4U60）10個の取付作業も含めること。取付先やパーティション構成は、NIES担当者と協議の上、決定すること。

#### C 保守体制・サービスレベル

- (1) 物品が常に完全な機能を持つように、導入後（納入引渡し完了した時点をいう。）5年間を保守期間とし、平日（可能であれば月曜日～日曜日）の9:00～17:00（可能であれば0:00～24:00）の時間帯における電話での問い合わせ対応及びオンサイト保守対応が可能なこと。
- (2) 原則土日祝日（年末年始を含む。以下同じ。）を除き、障害発生時の通告を行った後、3日以内（可能であれば24時間以内）に正常復旧できる、もしくは、復旧に向けて継続使用を可能にする（縮退を含む）初期対応を行う保守体制・サービスレベルを提供すること。
- (3) 納品製品については新品であり、かつ、3年間のメーカー保証が付いているものであること（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。）。
- メーカー保証は、メーカーが発行し販売店の証明印と対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする（上記の方法によることができない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明する）こと。

#### D 設置作業及びそれに要する付属品

##### (1) 付属品の装備

機器の接続及び動作に関する付属品全てを本調達に含むこと。

##### (2) 基本導入作業及び現地調整作業

調達物品が本仕様どおりに稼動するよう、NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。

- ・事前に作業計画を作成・提出し、NIES 担当者と協議すること。
- ・機器の搬入、機器の既存ラックへの搭載、ケーブルリング、既設基本筐体及び既設サーバとの接続、ストレージ設定、既存接続先サーバがストレージを OS からマウントするまでの作業を実施すること。
- ・基本導入作業を実施した後、動作確認を含む現地調整作業を行い、報告書を提出すること。
- ・OS、Disk などの各種パラメータは、NIES 担当者と協議の上、決定すること。

- (3) 納品検収について、納入した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。

- (4) 納入者は ISO9001（品質マネジメントシステム）及び ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を有していること。

## 5. 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

## 6. 納入期限

令和5年3月31日

## 7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合はNIES担当者と協議し、その指示に従うこと。

本調達、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。



# 仕様書

## 1. 件名 令和4年度エコチル調査用拡散捕集チューブ（パッシブサンプラー） 1式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)が調達する「令和4年度エコチル調査用拡散捕集チューブ（パッシブサンプラー） 1式」について規定する。

## 2. 数量 1式

構成内訳

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| (1)アルデヒド用(BPE/DNPH)サンプラー            | 1本×300 |
| (2)VOC用(Active Carbon Beads-L)サンプラー | 1本×300 |
| (3)酸性ガス用(TEA)サンプラー                  | 1本×300 |
| (4)サンプラー収納管                         | 1本×300 |
| (5)カラビナ                             | 1個×300 |

## 3. 研究内容・購入目的

NIES が実施する「子どもの健康と環境に関する全国調査」(以下「エコチル調査」という。)は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。エコチル調査の研究計画書に基づいて平成26年度より詳細調査を実施し、化学物質のばく露や生活環境が子どもの健康にどのような影響を与えているのかを調査している。詳細調査では、アルデヒド類、VOC、酸性ガス類の個人ばく露と子どもの健康の関連を評価するため、拡散捕集チューブ(パッシブサンプラー)の使用を予定している。本調達は、詳細調査における12歳時の個人ばく露の測定方法を、パイロット調査参加者を対象として検討するため、「令和4年度エコチル調査用拡散捕集チューブ(パッシブサンプラー) 1式」を調達するものである。

## 4. 仕様

「令和4年度エコチル調査用拡散捕集チューブ(パッシブサンプラー) 1式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### (1)アルデヒド用((BPE/DNPH)サンプラー

- ①trans-1,2-bis(2-pyridyl)ethylene(2BPE)と2,4-dinitrophenylhydrazine(DNPH)を含浸させた球形シリカゲルであること。
- ②粒子径は60/80メッシュ程度、細孔径は12nm程度であること。
- ③180~220mg程度をポリプロピレン焼結体のチューブに充填してあること。
- ④空気中のアルデヒド等のカルボニル化合物(ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド)とオゾンと同時に捕集できること。

### (2)VOC用(Active Carbon Beads-L)サンプラー

- ①コンディショニング(エージング)したジーエルサイエンス製 Active Carbon Beads-

L(Cat. No. 1050-22151)であること。

- ②粒子径は 20/30 メッシュ程度、表面積は 800～1200 m<sup>2</sup>/g 程度であること。
- ③220～260mg 程度をポリプロピレン焼結体のチューブに充填してあること。
- ④空気中の揮発性有機化合物(VOC: ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン)を捕集できること。

(3) 酸性ガス用(TEA) サンプラー

- ①Triethanolamine を含浸させた球形シリカゲルであること。
- ②粒子径は 60/80 メッシュ程度、細孔径は 12nm 程度であること。
- ③180～220mg 程度をポリプロピレン焼結体のチューブに充填してあること。
- ④空気中の酸性ガス(二酸化窒素、二酸化硫黄)を捕集できること。

(4) サンプラー収納管

- ①上記(1)(2)(3)のサンプラーと、(5)のカラビナを収納できること。
- ②軽量なアルミ製であること。
- ③外気を遮断するために測定への影響が少ない材質のパッキンでシールが可能なこと。

(5) カラビナ

- ①上記(1)(2)(3)のサンプラーを任意の箇所に取りつける金具であること。
- ②上記(1)(2)(3)のサンプラーを取りつけ、(4)の収納管に収納して納品すること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 5 年 3 月 31 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕様書

## 1. 件名 令和4年度 エアロゾル観測ライダー用レーザー 1台

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 エアロゾル観測ライダー用レーザー 1台」について規定する。

## 2. 数量 1台

## 3. 研究内容・購入目的

NIES では、気候変動・大気質研究プログラムのプロジェクト課題「地球規模における自然起源および人為起源 GHG 吸収・排出量の定量的評価」にて、大気化学モデルのデータ同化に向けたエアロゾル全球分布の衛星・地上データセット構築および地上ライダー観測データを用いたエアロゾル鉛直分布の長期変動解析を行なっている。上記ライダーでは、初期導入から10年を経過したレーザーを使用しており、出力の低下等の著しい劣化が見られるようになった。

本調達は、このエアロゾル観測ライダーの光源を入れ替えるため、「令和4年度 エアロゾル観測ライダー用レーザー 1台」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和4年度 エアロゾル観測ライダー用レーザー 1台」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 基本構成：フラッシュランプ励起 Q-SW 型 Nd:YAG レーザー、空冷式冷却ユニット、レーザー電源より構成されていること。
- ② 出力波長、出力軸：1064nm の波長で出力すること。
- ③ 最大出力：1064nm で 450mJ/pulse 以上であること。
- ④ パルス繰り返し周波数と発振寿命：10Hz の繰り返し周波数で発振し、総発振数が 3000 万ショット以上の寿命を有すること。
- ⑤ レーザーの偏光：直線偏光であること。
- ⑥ パルス幅：波長 7nsec 以下とすること。
- ⑦ ビーム径：直径 6mm 以下とすること。
- ⑧ ビーム拡がり角：0.5mrad 以下とすること。
- ⑨ レーザー発振ヘッドとレーザー電源との電源、制御信号等のケーブルは、レーザー発振ヘッド部、レーザー電源部の両部に脱着式コネクタを備え容易に分離できること。
- ⑩ レーザー発振ヘッド外観：外形寸法は H200mm×L800mm×W200mm 以下とすること。
- ⑪ レーザー電源外観：外形寸法は H550mm×L650mm×W300mm 以下とすること。

⑫ 電源：単相 AC208～240V, 50/60Hz で動作すること。

⑬ RS232C 等によるリモートコントロールが可能であること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和5年3月31日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

1 件 名 令和 4 年度 四重極型質量分析装置修理業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 4 年 12 月 28 日

3 業務実施場所  
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

本業務は、NIES 大気汚染質実験棟 4 階に設置しているアジレント製四重極型質量分析装置 6130MS の排気領域が不具合を起こし、当該分析機器が適切に動作できなくなったため、修繕を行うことにより適切に作動させることを目的としたものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

- (1) 四重極型質量分析装置本体の排気領域の不具合を解消するために、不具合箇所を特定し部品の交換を実施すること。
- (2) 部品交換実施後、動作を事前に確認したうえで、NIES 担当者立ち合いのもと、問題になっている現象が再現できないことを確認する。

なお、上記 (1) ～ (2) の作業の中で、予期せぬ部品交換等が発生した場合は、NIES 担当者との協議をした上で、作業内容を決めること。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。なお、NIES で考えている業務実施可能体制は以下のとおりであり、これと同等の体制構築を行う必要がある。

(1) 実施体制及び資格等

a. 専任技術者 1 名 但し、アジレント製 6130MS の修理点検知識を持つ者

(2) 業務対応時間

土日祝日を除く、平日 9 時から 17 時まで。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 業務結果報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度液体窒素凍結保存容器オーバーホール業務
- 2 業務契約期間 契約締結日 から 令和5年3月31日 まで
- 3 業務実施場所 一般財団法人美ら島財団（沖縄県国頭郡本部町字石川 888 番地）において行うものとする。

## 4 目 的

一般財団法人美ら島財団の総合研究センターに国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が設置する液体窒素保存容器は、環境試料タイムカプセル化事業の絶滅危惧鳥類の細胞・遺伝子資源に主要なサンプルを、輸送時の劣化から防止し速やかに現地で保存するための機器である。一部計器に不具合が発生しているため、内部部品を交換し適切な試料保存を行う。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施する。

本オーバーホール業務は、凍結保存容器本体 DR245LM（製造年月 2011 年 2 月）のオーバーホール及び、LEVEL MASTER CLLC-7、液面センサ、温度センサ、液体窒素供給用電磁弁、フィルターアッセンブリ、フットスイッチ、酸素濃度計の機器各一台の交換、及び作業費などの諸経費を含むものとする。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の報告書を NIES 担当者へ提出するものとする。

- （1）業務結果報告書 1部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

|   |
|---|
| リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます<br>この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。 |
|---|

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。

- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 10 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。



# 仕 様 書

1. 件 名 令和4年度気候変動適応に係る国民の理解度調査業務
2. 業務実施期間 契約締結日～令和5年3月31日
3. 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)及び請負者において行うものとする。

## 4. 目 的

NIES気候変動適応センターは、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「適応法」という。）第11条第1項に基づき、地方公共団体への技術的援助等の支援業務を行っている。環境省が令和3年3月に定めた「NIESの達成すべき業務運営に関する目標」では、当該業務の評価指標として「国民の気候変動適応に関する理解の増進の状況」が掲げられ、それを受けてNIES中長期計画では「適応に係る国民の理解度の測定方法の開発及び測定実施並びに中長期計画期間当初の測定値と比較しての向上を目指す。」こととしている。これを踏まえ、気候変動適応センターが行う適応に係る国民の理解度の測定方法の開発を支援するとともに、Webアンケート調査による計測の試行及び結果分析を行うことを目的とする。

## 5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施すること。

### ① 適応に係る国民の理解度測定の実施及び結果分析

令和3年度気候変動適応に係る国民の理解度調査業務で開発した調査票（別紙）を用いて、Web調査により理解度測定を実施する。（ただし、今年度は質問の数を1問増やす予定である。また、質問及び回答の文言等は多少の変更を予定している。21問の質問票について、地域別、年代別、性別の各属性別に一定のサンプル数を確保する。）得られた回答について、以下a-d)に示すとおり集計・分析を行う。集計結果及びグラフはExcel ファイル形式で納品する。

- a. 7地域別及び7地域合計（人口比による重みづけあり及び重みづけなし）の計9パターンで、回答者属性（別紙 F1～F3）についての集計結果及びグラフ（性別、年代、居住都道府県）。
- b. 別紙 Q1 から Q20 及び今年度追加する Q21 の各問について、7地域別及び7地域合

計（人口比による重みづけあり及び重みづけなし）の計9パターンでの回答率集計結果及びグラフ（合計及び性別・年代別（50代男性、20代女性、など）。なお性別・年代別集計においては、性別その他と回答したモニターは集計から除くこと。）

- c. bの集計結果について、地域間で5ポイント以上の差がみられる項目の抽出と当該項目を含む地域別集計結果の対比表
- d. 別紙Q7（気候変動適応の認知状況）と、Q1～Q6及びQ8～Q21のクロス集計結果及びグラフ（7地域別及び7地域合計（人口比による重みづけあり及び重みづけなし）の計9パターン。ただし、回答者が少数で統計学的見地から見て分析の意味が薄い項目についてはクロス集計対象から省いてよい。）

## ② 適応の認知経路の分析及び認知度向上方策検討

NIES担当者より提供する令和3年度の理解度調査結果と今回の調査結果を比較検討の上、地域別、年代別、性別の属性別に適応の認知経路について動向分析を行う。また、それら各属性別に適応の認知度向上方策を考察する。

### ■ 調査対象モニター

- (1) 7地域別に、年代別、性別の各属性に大きな偏りがないう800サンプル以上を確保することとし、計5,600サンプル以上の回答を確保すること。
  - ・ 地域：7地域（気候変動適応広域協議会が設置されている7地域区分を設定する。北海道地域、東北地域、関東地域、中部地域、近畿地域、中国四国地域、九州・沖縄地域<sup>注1)</sup>）
  - ・ 年代、性別、居住都道府県、職種についての属性情報を各調査データに加えること。
  - ・ 性別：男女その他
  - ・ 年齢：18歳～29歳、30代、40代、50代、60歳以上（5区分）
  - ・ 地域別800サンプルについて、各地域の性別・年齢別人口構成比に基づいてサンプルを確保すること。（ただし、性別「その他」は割付には含まない。男女の合計で、かつ不誠実な回答者を除いて各地域800サンプルを確保すること。）
- (2) 割付：各地域×年代×性別
- (3) 登録モニターの特性分布情報が公開されており、回答者属性に著しい偏りが認められないこと。
- (4) 5以上の選択肢を有する設問については、選択肢のランダム表示等により表示順による回答の偏りを防止すること。

③ 調査結果の A-PLAT 掲載原稿の作成

①及び②の調査・分析結果について、気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT) の活動報告欄に掲載できるよう、報告記事案 (Word、A4 サイズ 15 ページ程度) を作成し、電子ファイルで NIES に提出する。

④ 気候変動適応地域広域協議会等向け報告資料作成

①及び②の調査・分析結果について、7 地域で開催される気候変動適応地域広域協議会及び地域気候変動適応センターとの定例会合における報告用の資料として、7 地域別及び全国合計の別にスライド形式でまとめた資料 (それぞれ 25 ページ程度) を作成する。当該報告資料の冒頭には、調査目的、調査対象、調査手法、調査時期を簡潔に示したページをつける。

⑤ 業務報告書作成

①～④の業務概況を簡潔にまとめた業務報告書 (調査対象 (登録モニターの特性分布情報の資料を別添として付す。)、調査手法、調査日時、不誠実なモニター回答の棄却を行った場合はその数及び判断基準の概要、データの取扱い上の留意点 (該当あれば)、作成した報告資料のリスト、納品する個別回答データ及び集計結果のエクセルファイルのリストを掲載したもの。A4 サイズで 4 ページ程度を想定。) を作成する。

6. 成果物

請負者は、業務契約期間終了までに、業務報告書 2 部並びに当該報告書の電子データ、①に係る個別回答データ及びその集計結果その他の分析データを格納した DVD を 2 部提出すること。

なお、データ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、NIES 又は第三者が損害を受けた場合は、すべて請負者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

また、報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。) の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記（1）及び（2）にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。

⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

#### 9. 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 11. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

注1) :

- ・ 北海道地域：北海道
- ・ 東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- ・ 関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
- ・ 中部地域：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県
- ・ 近畿地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・ 中国四国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- ・ 九州・沖縄地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別紙：令和3年度気候変動適応に係る国民の理解度調査業務で開発した調査票

調査目的：

- ・ 気候変動適応広域協議会が設置されている7地域・年代・性別の別に、気候変動影響及び気候変動適応に係る認知度の傾向・変化を把握すること。（毎年1回の調査を想定）
- ・ 気候変動影響及び気候変動適応について一般のネット/スマホユーザーがどこから情報を得ているか、基礎的情報を得ること。
- ・ 気候変動影響及び適応について関心の高い分野や実践度合いについて基礎的情報を得ること。

手法：Web アンケート

◎地域、年代、性別についてはモニター属性により把握されている前提で調査

質問事項

- F1 あなたの性別をお答えください。  
F2 あなたの年齢をお答えください。  
F3 あなたのお住まいの地域をお答えください。

S1

以下【資料1】をお読みになり次にお進みください。

#### 【資料1】

気候変動とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが増えることによって地球の気温が上昇する「地球温暖化」や、自然の要因などによって気温や降水量などが変動することをいいます。気候変動は、農作物の品質低下、野生生物の生息域の変化、大雨の頻発化に伴う水害リスクの増加、熱中症搬送者の増加といった形で、私たちの暮らしの様々なところに影響を与えています。そのため、温室効果ガスの排出量を減らす努力などの地球温暖化への対策に加えて、気候変動の影響（以下「気候変動影響」といいます。）に対応して、被害を防止・軽減する気候変動への適応（以下「気候変動適応」といいます。）に取り組むことが重要になっています。

【参考 URL】「1分で気候変動適応！」<https://www.youtube.com/watch?v=X0JpYXjsL7k>

※URL クリック任意

Q1

気候変動影響は、農作物の品質低下、野生生物の生息域の変化、大雨の頻発化に伴う水害リスクの増加、熱中症搬送者の増加といった形で、私たちの暮らしの様々なところに影響を与えています。あなたは、地球温暖化などの気候変動により、このような様々な影響が出ることを知っていましたか。

(お答えは1つ)

- 〇1 知っていた
- 〇2 知らなかった

Q2

あなたは、気候変動影響についてどのような媒体や情報源で知りましたか。

(お答えはいくつでも)

- 〇1 テレビ番組／テレビCM／ラジオ番組／ラジオCM
- 〇2 新聞・雑誌・本
- 〇3 環境省のポスター・パンフレット
- 〇4 地方公共団体や民間企業などのポスター・パンフレット
- 〇5 学校などの教育機関
- 〇6 地域のコミュニティ
- 〇7 シンポジウムなどのイベント
- 〇8 インターネット
- 〇9 SNS(LINE、Facebook、Twitter、Instagram など)
- 〇10 環境省のホームページ
- 〇11 気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)のホームページ
- 〇12 その他( )

Q3

あなたは現在、気候変動影響に関する情報について十分に提供されていると思いますか。

(お答えは1つ)

- 〇1 十分提供されている
- 〇2 ある程度提供されている
- 〇3 あまり提供されていない
- 〇4 全く提供されていない

Q4

気候変動影響について、あなたはどの程度関心がありますか。

(お答えは1つ)

- 〇1 とても関心がある
- 〇2 ある程度関心がある
- 〇3 あまり関心がない
- 〇4 全く関心がない

Q5

あなたは、日常生活の中で気候変動影響を感じますか。当てはまるものをすべてお答えください。

(お答えはいくつでも)

- 1 雨の降り方の激しさ
- 2 夏の暑さ
- 3 冬の寒さや雪の降り方
- 4 セミの鳴く時期など身近な動物の変化
- 5 桜の開花時期など身近な植物の変化
- 6 食生活への影響
- 7 風水害の増加
- 8 商品・サービスへの影響
- 9 仕事への影響
- 10 その他 ( )
- 11 特に感じない

Q6

地球温暖化などの気候変動は、将来にわたって自然や人間生活に以下のような様々な影響を与えることが予測されています。

あなたは、気候変動がどのような影響をもたらすことが問題だと思えますか。

(お答えはいくつでも)

- 1 農作物の品質や収穫量の低下、漁獲量が減少すること
- 2 水質が悪化すること
- 3 渇水が増加すること
- 4 野生生物や植物の生息域が変化すること
- 5 洪水、高潮・高波などによる気象災害が増加すること
- 6 熱中症が増加すること
- 7 デング熱などの蚊を媒介とする感染症が増加すること
- 8 産業・経済活動への影響
- 9 豪雨や暴風による停電や交通まひなどインフラ・ライフラインに被害が出ること



- 10 生活の質が損なわれる
- 11 その他（                      ）
- 12 特に問題はない

Q7

気候変動は私たちの生活にも影響を与えています。その影響に対処することを「気候変動適応」といいます。あなたは、気候変動適応という言葉と、その取り組みを知っていましたか。

（お答えは1つ）

- 01 言葉も取り組みも知っていた
- 02 言葉は知らなかったが、取り組みは知っていた
- 03 言葉は知っていたが、取り組みは知らなかった
- 04 言葉も取り組みも知らなかった

Q8

あなたが、気候変動適応について知りたい情報は何か。

（お答えはいくつでも）

- 01 世界の気候変動の影響
- 02 日本の気候影響の影響
- 03 お住まいの地域の気候変動の影響
- 04 気候変動の将来予測
- 05 国の気候変動適応への取り組み
- 06 地方自治体の気候変動適応への取り組み
- 07 事業者、各種団体の気候変動適応への取り組み
- 08 個人が取り組める適応策の事例
- 09 その他（                      ）

Q9

あなたは、気候変動適応に関する知識や情報をどのような媒体や情報源で提供されたら閲覧すると思いますか。

（お答えはいくつでも）

- 01 テレビ番組／テレビ CM／ラジオ番組／ラジオ CM
- 02 新聞・雑誌・本
- 03 環境省のポスター・パンフレット
- 04 地方公共団体や民間企業などのポスター・パンフレット
- 05 学校などの教育機関
- 06 地域のコミュニティ

- 7 シンポジウムなどのイベント
- 8 インターネット
- 9 SNS(LINE、Facebook、Twitter、Instagram など)
- 10 環境省のホームページ
- 11 気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT) のホームページ
- 12 その他 ( )

Q10

あなたが現在、実践している気候変動適応への取り組みは何ですか。

(お答えはいくつでも)

※気候変動適応との意識なく取り組んでいる、あるいは気候変動適応の言葉、取り組みを知らない方もお答えください。

- 1 地元の農作物や水産物を買う
- 2 雨水利用や節水などの水資源の保全
- 3 身近な自然・緑の保全・再生・維持管理
- 4 ハザードマップなどを活用した水災害リスク及び避難経路などの事前確認
- 5 塩分・水分補給や日傘の利用、空調の適切な使用による熱中症対策
- 6 蚊の育つ水たまりを作らないなどの、デング熱などの蚊を媒介とする感染症の予防
- 7 身近な動植物への気候変動影響の観察・情報共有
- 8 気候変動影響や気候変動適応についての情報の入手
- 9 気象災害に備えたBCP(事業継続計画)の策定による防災・減災への取り組み
- 10 熱中症警戒アラートの利用
- 11 家の断熱・遮熱の工夫
- 12 その他 ( )
- 13 特にない

Q11

あなたが現在、取り組んでいないことで、今後新たに実践したいと思う気候変動適応への取り組みは何ですか。

(お答えはいくつでも)

※気候変動適応との意識なく取り組んでいる、あるいは気候変動適応の言葉、取り組みを知らない方もお答えください。

※前問で回答された、実践している取り組み以外の選択肢が表示されています。

※前問で全ての取り組みを実践していると回答した方は、新たに実践したいと思う気候変動適応がある場合、「その他」にお答えください。

- 1 地元の農作物や水産物を買う
- 2 雨水利用や節水などの水資源の保全
- 3 身近な自然・緑の保全・再生・維持管理
- 4 ハザードマップなどを活用した水災害リスク及び避難経路などの事前確認
- 5 塩分・水分補給や日傘の利用、空調の適切な使用による熱中症対策
- 6 蚊の育つ水たまりを作らないなどの、デング熱などの蚊を媒介とする感染症の予防
- 7 身近な動植物への気候変動影響の観察・情報共有
- 8 気候変動影響や気候変動適応についての情報の入手
- 9 気象災害に備えたBCP（事業継続計画）の策定による防災・減災への取り組み
- 10 熱中症警戒アラートの利用
- 11 家の断熱・遮熱の工夫
- 12 その他（ ）
- 13 特にない

Q12

あなたご自身が気候変動適応を実践するにあたり、どのような課題があると思いますか。

（お答えはいくつでも）

- 1 経済的なコストが掛かること
- 2 手間がかかること
- 3 どのような基準で選択し、どのように取り組めばよいか情報が不足していること
- 4 日常生活の中で常に意識して行動するのが難しいこと
- 5 気候変動適応としてどれだけ効果があるのかわからないこと
- 6 気候変動適応のための取り組みを行う必要性を感じないこと
- 7 その他（ ）
- 8 特にない

Q13

以下のような気候変動適応につながる商品やサービスについて、あなたの現在のご認識やご意向をお答えください。

（お答えはそれぞれ1つ）

|       |           | 利用している | 利用したことがある／現在利用している | 利用したことはない（していない）が興味はある | 利用したことはない（していない）興味もない | この言葉を知らない／聞かれていない内容がわからない |
|-------|-----------|--------|--------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|
| Q13_1 | 熱中症警戒アラート | ○1     | ○2                 | ○3                     | ○4                    |                           |
| Q13_2 | ハザードマップ   | ○1     | ○2                 | ○3                     | ○4                    |                           |
| Q13_3 | 高温耐性米     | ○1     | ○2                 | ○3                     | ○4                    |                           |

Q14

日本では、国全体が気候変動影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」が2018年に制定されました。あなたはこの法律を知っていましたか。

（お答えは1つ）

- 1 言葉も内容も知っていた
- 2 言葉は知らなかったが、内容は知っていた
- 3 言葉は知っていたが、内容は知らなかった
- 4 言葉も内容も知らなかった

Q15

あなたは今後、気候変動適応に関して、政府にどのような取り組みを期待しますか。

（お答えはいくつでも）

- 1 農作物の品質や収穫量、漁獲量への対策
- 2 水質の改善や保全対策
- 3 渇水対策や水資源の保全対策
- 4 野生生物や植物の保全対策
- 5 洪水、高潮・高波などへの防災対策
- 6 熱中症対策
- 7 デング熱などの蚊を媒介とする感染症対策
- 8 屋上や壁面の緑化などのヒートアイランド対策
- 9 気候変動影響や気候変動適応の取り組みについての情報提供
- 10 気候変動影響や気候変動適応についてのセミナーやシンポジウムの開催による普及啓発
- 11 気候変動に強いまちづくり
- 12 その他（ ）
- 13 特にない

Q16

気候変動影響に対処するためには、どの主体が適応策に取り組むべきだと思いますか。

(お答えはそれぞれ1つ)

|       |                    | 強く<br>そう<br>思う | そう<br>思う | そう<br>思わ<br>ない | 全<br>く<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>ない |
|-------|--------------------|----------------|----------|----------------|----------------------------------|
| Q16_1 | 行政が取り組むべきである       | ○1             | ○2       | ○3             | ○4                               |
| Q16_2 | 個人が取り組むべきである       | ○1             | ○2       | ○3             | ○4                               |
| Q16_3 | 事業者、各種団体が取り組むべきである | ○1             | ○2       | ○3             | ○4                               |

Q17

あなたは、「国立環境研究所 気候変動適応センター」を知っていますか。

(お答えは1つ)

- 1 知っている
- 2 今回のアンケートで初めて知った

以下の設問からは、あなたご自身についてお伺いします。

Q18

あなたの就業形態をお答えください。

(お答えは1つ)

- 1 会社経営者・役員・団体役員
- 2 会社員・団体職員・公務員
- 3 自営業・個人事業主・フリーランス
- 4 パート・アルバイト・フリーター
- 5 学生
- 6 主婦・主夫
- 7 無職・休職中・求職中
- 8 年金生活
- 9 その他(具体的に )

Q19

あなたが従事する産業分野をお答えください。

(お答えは1つ)

- 1 農業, 林業
- 2 漁業
- 3 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- 4 建設業
- 5 製造業
- 6 電気・ガス・熱供給・水道業
- 7 情報通信業
- 8 運輸業, 郵便業
- 9 卸売業, 小売業
- 10 金融業, 保険業
- 11 不動産業, 物品賃貸業
- 12 学術研究, 専門・技術サービス業
- 13 宿泊業, 飲食サービス業
- 14 生活関連サービス業, 娯楽業
- 15 教育, 学習支援業
- 16 医療, 福祉
- 17 複合サービス事業
- 18 サービス業 (他に分類されないもの)
- 19 公務 (他に分類されるものを除く)
- 20 分類不能の産業
- 21 その他 (具体的に )

Q20

世帯構成についてお答えください。あなたのご家族は、以下のように分類した場合どれにあたりますか。

(お答えは1つ)

- 1 1人世帯
- 2 1世代世帯 (夫婦だけ)
- 3 2世代世帯 (親と子)
- 4 3世代世帯 (親と子と孫)
- 5 その他の世帯 ( )

# 仕様書

## 1. 件名 令和4年度 粒子径分布測定装置 1式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 粒子径分布測定装置 1式」について規定する。

## 2. 数量 1式

|      |             |    |
|------|-------------|----|
| 構成内訳 | 粒子径分布測定装置本体 | 1台 |
|      | 制御用コンピュータ   | 1台 |

## 3. 研究内容・購入目的

NIES では、環境試料の長期保存事業において、二枚貝等の凍結粉碎試料の長期保存を実施している。

本調達は、二枚貝等の環境試料を凍結粉碎し、その均質性評価を粒子径分布をもって行うために、「令和4年度 粒子径分布測定装置 1式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和4年度 粒子径分布測定装置 1式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### 1) 粒子径分布測定装置本体

- ① レーザー回折・散乱方式を粒子径分布の測定原理とすること。
- ② 溶媒に分散した試料をフローセルに循環送液し、湿式測定する機能を有すること。  
なお、この送液循環機能は、必ずしも装置本体に組み込まれている必要はなく、付属品として設置することを認める。
- ③ 貯液部または配管への超音波照射機能を有すること。
- ④ 湿式測定における粒子径測定範囲は、 $0.1\mu\text{m}$ 以下かつ $1000\mu\text{m}$ 以上であること。
- ⑤ イソプロピルアルコールを分散溶媒に用いた測定が可能な材質であること。

### 2) 制御用コンピュータ

- ① 粒子径分布測定装置本体を制御可能なソフトウェアがインストールされていること。
- ② リアルタイムで粒子径分布を表示する機能を有すること。
- ③ 複数の測定結果を比較する重ね書き機能を有すること。
- ④ 表計算ソフトウェアで利用可能なテキスト形式で測定結果を出力できること。

## 5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和5年3月24日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。



# 仕 様 書

- 1 件 名 気候市民会議の企画設計支援業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和5年6月30日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、戦略的研究プログラム「脱炭素・持続社会研究プログラム」PJ3-2「将来世代の要望を反映するための制度研究」及び戦略的研究プログラム「持続可能地域共創研究プログラム」PJ3「地域・生活の課題解決と持続可能性目標を同時達成する地域診断ツールの構築」に取り組んでいる。本研究では、気候市民会議の開催や支援を通じて、カーボンニュートラルな地域社会像の導出とその会議手法の改良を行うとともに、将来世代の視点との関係の考察を課題としている。

本業務では、近年の自治体における気候市民会議の取組を参考として、将来世代の視点を取り入れたカーボンニュートラルな地域社会像の導出を行うことに適した気候市民会議の企画の設計を支援することを目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、近年の自治体における気候市民会議の取組に学び、カーボンニュートラルな地域社会像の導出に果たすその役割を十分に理解した上で、本業務の遂行に当たり NIES の担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) 気候市民会議の取組事例の比較

自治体における気候市民会議の取組のうち、日本国内3件以上、欧州2件以上の事例について、その概要と実施にかかる組織構成と役割分担、費用負担、成果の活用、スケジュール等の項目を中心に比較を行い、比較表として取りまとめる。

具体的な項目は、今後の気候市民会議の企画設計に役立ち得る項目を広く洗い出して20項目程度を決定する。たとえば、上記の他に、開催のきっかけ、開催都市の人口、参加呼びかけ数と抽出の方法、参加希望者数とその特徴、参加依頼数と抽出の方法、詳細な会議進行の構成（開催回数、開催時間、情報提供の時間、情報提供の内容、グループ意見交換の時間）、参加者数の変化、課題、第三者評価等が考えられる。なお、実施中事例のうち未確定の内容についてはその旨を記載する。比較表案の作成後に NIES の担当者と打合せを行い、内容の確認と見直しを行う。

なお、参考として、NIES の担当者が把握している事例は、日本国内では、2020年度札幌市、2021年度川崎市、2022年度武蔵野市、2022年度所沢市である。欧州では、英国のオックスフォード、ロンドンカムデン地区、フランスのナントやオクシタニー地域である。必要な資料は請負者が入手すること。

### (2) 気候市民会議の基本設計

令和5年度に日本の基礎自治体において気候市民会議を新たに開催する場合に、将来世代の視点を取り入れたカーボンニュートラルな地域社会像の導出を行うために必要となる基本的な要件及び可能であれば望ましい要件を上記(1)の項目に即して整理する。人口規模としては、20万人程度を仮に想定する。他に前提として想定すべき条件は、NIES の担当者ととの協議により決定する。検討においては、自治体や有識者の意見を聴取する。請負者は意見聴取にかかる調整、資料の準備、出席に伴う旅費及び謝金の支払手続きを行うものとする。

なお、業務(1)と(2)については、令和5年1月末日までに中間報告を行い、NIES 担当者ととの協議を踏まえて、令和5年2月末日までに完了する。

### (3) 気候市民会議の詳細設計

気候市民会議の開催を検討する基礎自治体の協力を得て、1つの自治体を例とした気候市民会議の詳細設計を行う。対象とする自治体は、NIES の担当者ととの協議により選定する。

詳細設計においては、業務(2)の内容に基づき、対象自治体の担当者及び会議の主催者グループ等との協議を2～3週間に1回程度行い、対象自治体の状況に即して、体制や役割分担、時間割、情報提供の内容など、上記(1)の項目に関する具体的な設計を行う。請負者は必要な協議の手配、資料の準備、出席に伴う旅費及び謝金の支払手続きを行うものとする。

#### (4) 取りまとめ

上記の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

内容は、日本国内基礎自治体の気候市民会議の事例に関する比較表、人口 20 万人程度を想定した気候市民会議の基本設計、1 つの自治体を例にした気候市民会議の詳細設計、それぞれの作業工程からなる。

#### 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書を収録した電子媒体 (CD-R) 一式

#### 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

#### 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和 4 年度「令和 3 年度化学物質分析法開発調査報告書」の精査・データ化等業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 5 年 3 月 30 日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）環境リスク・健康領域では、化学物質を正しく管理・利用するための情報を広く一般に提供するために「Webkis-Plus 化学物質データベース」（以下「データベース」という。）を公開中である（<https://www.nies.go.jp/kisplus/>）。本業務では、このデータベースに環境省から公表される「令和 3 年度 化学物質分析法開発調査報告書」の分析法データを追加し、さらに環境省で開催される化学物質環境実態調査結果精査等検討会からの指摘事項及び分析法開発機関等からの正誤情報を反映し、内容を充実させることを目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### ア． 分析対象化学物質の登録

例年 2 月下旬から 3 月上旬に公表される化学物質分析法開発調査報告書について、今年度公表される予定の「令和 3 年度 化学物質分析法開発調査報告書」を対象に次の業務を実施する。当該報告書に記載された各分析法の対象化学物質の精査及びデータ化を行う。この際、分析法の対象目的物質のほかに分析対象となる物質が存在する場合、それらの物質の関連性の整理も併せて行うこととし、必要に応じて両者をデータ化する。なお、既存データベースに登録されている化学物質との突合により、同一物質と判断できる場合は追記すべき特性等の追加登録を、新規入力すべき物質の場合は新たに当該物質の登録を行う。

### イ． 令和 3 年度 化学物質分析法開発調査報告書の新規登録

「令和 3 年度 化学物質分析法開発調査報告書」に記載された情報を既存データベースに追加する。この際、新規登録する分析法について、その分析法の適用可能性の判断を管理テーブルである「bunseki\_id テーブル」の「bunseki\_name フィールド」の先頭に○、●、▲のいずれかで追加する。なお、○、●、▲の判断については、化学物質分析法開発調査報告書の目次部分に記載された○、△、×を次の基準で整理したものとする。

- ：検討された対象物質・媒体の全てについて使用に適している。
- ：検討された対象物質・媒体の一部に関してのみ使用に適している。
- ▲：検討された対象物質・媒体の全てに関して使用が困難である。

また、分析法ごとに PDF ファイルを作成し、NIES が指定するフォルダ階層に従ってファイルを格納する。対応する PDF の情報（パス）については「manual\_id テーブル」「bunseki\_id テーブル」の「pdf フィールド」に格納すること（例：pdfs/kurohon/2016/adoc2016-3-0721.pdf）。

### ウ． 化学物質環境実態調査結果精査等検討会からの指摘事項等の正誤情報の反映

化学物質環境実態調査結果精査等検討会等からの指摘事項のうち既存データベースに関わる正誤情報について精査し、正しい情報を既存データベースに反映させる。この際、報告書の PDF ファイルを NIES が指定するフォルダ階層に従って提出する。

データベース仕様は下記のとおり。

- ・ Microsoft Access (mdb) 形式。
- ・ 入力を行うテーブルは下記のとおり（一部対応不要な項目は省略する）。入力対象フィールドは全てではない（必須欄が○のものは必須入力。△のものは必要に応じて入力）。

### bunseki\_id (分析法リスト)

| 項目名称       | タイプ | サイズ  | インデックス     | 項目説明            | 必須 |
|------------|-----|------|------------|-----------------|----|
| bunseki_id | 数値型 | 長整数型 | PrimaryKey | 分析法 ID。最大値からの連番 | ○  |

|               |        |      |          |   |   |
|---------------|--------|------|----------|---|---|
| manual_id     | 数値型    | 長整数型 | はい（重複あり） | 出典 ID。manual_id テーブルの該当する manual_id を格納   | ○ |
| bunseki_name  | テキスト型  |      |          | 分析法名称。白本の場合、次の①～⑥を繋げて記載。①白本適用可否一覧」の判定「○●▲」②白本目次の「対象物質名」③各掲載ページの別名を（別名：○○；××）と記載④“の分析法”⑤検出機器（GC／MS、LC／MS等）⑥調査媒体（水質、底質等）。なお、物質名の併記は“；”で区切ること。 | ○ |
| medium_id     | テキスト型  | 50   | はい（重複あり） | 媒体 ID。medium_id テーブル管理の該当する値を格納   | ○ |
| pdf           | テキスト型  |      |          | 表示用 PDF ファイルのパス（記載例。）<br>pdfs/kurohon/2011/adoc2011-3-726.pdf   | ○ |
| chemical      | テキスト型  | 255  |          | 白本における測定対象物質名。掲載ページ先頭に記載がなくても本文中に「同時測定可能」とされているものは列挙する。物質名の併記は“；”で区切る。※物質名は、英数字は半角文字、カタカナ及び漢字は全角文字を使用。                                      | ○ |
| development   | テキスト型  | 250  |          | 開発担当  |   |
| revise_date_s | 日付/時刻型 | 8    |          | 作業日（更新日を保存）   | ○ |
| revise_memo_s | メモ型    | -    |          | 作業メモ（作業内容を保存）   | ○ |

#### manual\_id（収載マニュアルリスト）

| 項目名称          | タイプ    | サイズ  | インデックス     | 項目説明                            | 必須 |
|---------------|--------|------|------------|---------------------------------|----|
| manual_id     | 数値型    | 長整数型 | PrimaryKey | 出典 ID。収載マニュアル等固有の ID。連番         | ○  |
| manual_name   | テキスト型  | 255  |            | 出典名称                            | ○  |
| bunrui_id     | 数値型    | 長整数型 |            | 分類 ID。bunrui_id テーブル管理の該当する値を格納 | ○  |
| src           | テキスト型  | 10   | はい（重複あり）   | 物質管理 src。全て「bns」を格納             | ○  |
| section       | テキスト型  | 255  |            | 発行部局名称                          | ○  |
| pdf           | テキスト型  | 255  |            | 表示用 PDF ファイルのパス                 | ○  |
| year          | テキスト型  | 255  |            | 発行年度                            | ○  |
| release_date  | 日付/時刻型 | 8    |            | 発行年月日                           | ○  |
| revise_date_s | 日付/時刻型 | 8    |            | 作業日（更新日を保存）                     | ○  |
| revise_memo_s | メモ型    | -    |            | 作業メモ（作業内容を保存）                   | ○  |

#### bunseki\_dat（分析法と対象物質対応表）

| 項目名称          | タイプ    | サイズ  | インデックス     | 項目説明                                   | 必須 |
|---------------|--------|------|------------|--|----|
| chem_id       | テキスト型  | 255  | PrimaryKey | 化学物質 ID。bns_chem テーブルの該当する chem_id を格納 | ○  |
| dataset_id    | テキスト型  | 10   | PrimaryKey | 全て「82001」を格納                           | ○  |
| bunseki_id    | 数値型    | 長整数型 | PrimaryKey | bunseki_id テーブルの該当する値を格納               | ○  |
| no            | 数値型    | 長整数型 |            | 一斉分析の場合、測定対象物質に連番を振る                   | ○  |
| dsp_j_name    | テキスト型  | 255  | はい（重複あり）   | bns_chem テーブルの j_name を格納              | ○  |
| dsp_e_name    | テキスト型  | 255  | はい（重複あり）   | bns_chem テーブルの e_name を格納              | ○  |
| memo          | メモ型    | -    |            | 紐付理由等の特記事項がある場合に記述                     | △  |
| revise_date_s | 日付/時刻型 | 8    |            | 作業日（更新日を保存）                            | ○  |
| revise_memo_s | メモ型    | -    |            | 作業メモ（作業内容を保存）                          | ○  |

#### bns\_chem（化学物質リスト）

※chem\_id と local\_chem\_id は同じ番号を設定してください。

| 項目名称          | タイプ    | サイズ | インデックス     | 項目説明   | 必須 |
|---------------|--------|-----|------------|--|----|
| chem_id       | テキスト型  | 50  | PrimaryKey | 物質管理 ID。作業時は仮番号として local_chem_id の値を格納                           | ○  |
| local_chem_id | テキスト型  | 50  | はい（重複なし）   | 物質管理 ID(local)。”BNS”+5ケタの連番。                                     | ○  |
| src           | テキスト型  | 50  |            | src。全て「BNS」を格納   | ○  |
| sw_sm         | テキスト型  | 50  | はい（重複あり）   | MS 情報 S,G,O を設定。S(単体:単一化学物質)、G(同族体など:化合物グループ)、O:(物質以外(pH,DO など)) | ○  |
| src_id_m      | テキスト型  | 50  |            | 追加した物質に親子関係がある場合、親の local_chem_id を格納                            | △  |
| casrn         | テキスト型  | 50  |            | casrn  | ○  |
| j_name        | メモ型    | -   |            | 物質名称(和名)   | ○  |
| e_name        | メモ型    | -   |            | 物質名称(英名)   | ○  |
| formula_bunsi | メモ型    | -   |            | 分子式  | ○  |
| memo          | メモ型    | -   |            | 備考(特記事項があれば)   | △  |
| txt_1         | テキスト型  | 255 |            | 化学物質別名(和名)。※j_name は含めない。併記する場合は、“;”で区切る。                        | ○  |
| txt_2         | テキスト型  | 255 |            | 化学物質別名(英名)。※e_name は含めない。併記する場合は、“;”で区切る。                        | ○  |
| revise_date   | 日付/時刻型 | 8   |            | 作業日(更新日を保存)  | ○  |
| revise_memo   | メモ型    | -   |            | 作業メモ(作業内容を保存)  | ○  |

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 2部
- (2) 報告書、作成データを収録した電子媒体 (DVD-R) 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

## 1. 件 名 令和4年度 生物圏モデル研究ワークステーション 1式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 生物圏モデル研究ワークステーション 1式」について規定する。

## 2. 数 量 1式

構成内訳 ワークステーション 1台

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、地球温暖化の現象解明・影響評価・緩和策検討のため、生物圏モデルを開発している。科学研究費・学術変革領域「デジタルバイオスフェア：地球環境を守るための統合生物圏科学」を獲得し、研究所で進めている気候変動・大気質プログラム研究等に活用して、将来の地球環境を総合的に分析するための研究を行っている。

上記生物圏モデルでは、近年の機械学習等データ駆動型アプローチを援用することとしており、高性能なデータ処理プロセッサを搭載したワークステーションを使用する必要がある。また、野外調査や衛星リモートセンシングから得られる、数百万から数億件のデータを処理し、ニューラルネットワークやランダムフォレスト等近年の機械学習アルゴリズムを適用し、新しいモデルを開発する必要があることから、以下に示す性能を備えた機種を購入するものである。

## 4. 仕様・規格等

「令和4年度 生物圏モデル研究ワークステーション 1式」については以下の仕様を満たす必要がある。

### A 生物圏モデル研究ワークステーション 1台

- (1) CPUは、インテル Xeon Gold 6256 プロセッサ(12コア/3.6GHz, 33MBキャッシュ)または同等以上の性能を有すると判断されるCPUを2個以上搭載していること。
- (2) 主記憶装置の総主記憶容量は、2933MHz DDR4 RDIMM ECCまたは同等以上の性能のメモリーで合計512GB以上を搭載すること。
- (3) PCIe接続された高速SSDによるストレージについて、合計8TB以上を内蔵すること。最大10台の2.5または3.5インチドライブを搭載可能な拡張性を有すること。
- (4) SSDストレージは、MegaRAID 9460-16i 12GB/s PCIe RAIDコントローラまたは同等性能をもつハードドライブコントローラによりRAID1（ミラーリング）を構成すること。
- (5) 32GB以上のグラフィックメモリを持ち、NVIDIA Quadro GV100または同等以上の演算能力を持つGPUを1台以上搭載していること。
- (6) 有線LAN端子を1個以上搭載し、ネットワークに接続可能であること。
- (7) 生物圏モデル開発用言語であるC言語を扱うことが可能であり、最新のインテルCPUに最適化さ

れたコンパイラ（Intel oneAPI 2022など）を使用可能であること。

- (8) ワークステーションを正常に動作させるため、Windows 11 Pro for Workstation (6 core plus) の日本語版または英語版がインストールされていること。もしくは互換性のある他のOSがインストールされていること。
- (9) 8倍速DVD-ROMの読込みに対応したドライブを搭載すること。
- (10) 初期状態を記録した媒体が附属されており、当該媒体を用いたリカバリーが可能であること。
- (11) Energy Starまたは同等の基準に準拠した製品であること。

## B 保守体制・サービスレベル

- (1) 物品が常に完全な機能を持つように、導入後（納入引渡し完了した時点をいう。）5年間を保証期間とし、営業日（月～土曜）9時～17時の電話での問い合わせが可能なこと。ハードウェア（本体、電源アダプタ）について、保証期間内の翌営業日オンサイトでの修理サービスを提供すること。
- (2) 納品製品については新品であり、かつ、5年間のメーカー保証が付いているものであること（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。）。  
メーカー保証は、メーカーが発行し販売店の証明印と対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする（上記の方法によることができない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること。）。

## C その他

- (1) 付属品の装備  
ワークステーション機器の接続及び動作に関する付属品全てを本調達に含むこと。
- (2) 基本導入作業及び現地調整作業  
調達物品が本仕様どおりに稼動するよう、NIES 担当者指定の場所への搬入を行うこと。
- (3) 納品検収について、納入した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。

## 5. 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人 国立環境研究所

## 6. 納入期限

令和5年3月10日

## 7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合はNIES担当者との協議し、その指示に従うこと。

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。



## 仕様書

1. 件名 エコチル調査におけるパイロット調査データ整備業務
2. 業務契約期間 契約締結日～令和5年8月31日
3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

### 4. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、平成22年度より開始された環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」（以下「エコチル調査」という。）の中心機関（コアセンター）として、全国15地域にある大学等に設置したユニットセンターと共同で、調査を推進している。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。

エコチル調査では、参加者（母親、父親、子ども）から質問票、面談調査、訪問調査等を通して、様々なデータを収集している。また、生体試料（血液、尿、母乳、毛髪等）を採取し化学物質等の分析を行っている。さらに、生体試料の分析結果や環境測定結果、及び大気汚染モデル等によるばく露推計データも保有している。これらのデータの収集・分析に当たっては、本調査に先立って小規模で実施する調査（以下「パイロット調査」という。）を実施して、計画の妥当性、実行可能性を検討しているところである。

本業務は、これまでにエコチル調査がパイロット調査で収集したデータを研究者の解析・研究に活用できるよう整備することを目的とする。

### 5. 業務内容

請負者は、NIES 担当者と十分な打合せを行うとともに、連絡調整を図りながら、本業務を実施する。打合せは、請負者が主催する Web 会議を想定する。

なお、NIES からデータ提供を受ける前に、請負者は NIES に秘密保持誓約書を提出すること。

#### 5.1. コード一覧表の作成

表1に示すパイロット調査質問票、及び詳細調査で測定した試料（25物質程度）のデータを以下の手順に沿って整理し、コード一覧表を作成する。

##### 1) 全データの構造の整理

各質問の回答データ、測定試料データに付与する規則的なコードを検討するため、パイロット調査全体のデータの構造やデータ集計方法を整理する。例えば、同じ内容の質問が複数回調査されている場合は、そのことが付与されたコードからわかるよう、事前に全体の構造を整理する。

##### 2) コード一覧表の作成

1) で整理した全体の構造を考慮し、コード一覧表を作成する。作成した一覧表は

複数人で確認の上、NIES 担当者の承認を得ることとする。

## 5.2. 各変数へのコードの付与

5.1.で作成したコード一覧表をもとに、各質問の回答データ、測定試料データに以下の手順でコードを付与する。

### 1) 各データシートの整備

各データシートについて、先頭は1列×1行にする等の整備を行う。最終的にSQLで扱えるデータとして提出することを前提に整備を行う。

### 2) コードの付与

作成したコード一覧に基づき、各変数にコードを付与する。コード付与の完了後は、誤りがないか複数人で確認を行う。確認方法は事前にNIES担当者とは合意を得ることとする。

表1 パイロット調査のデータシート一覧

|                              |
|------------------------------|
| エコチルパイロット調査1か月質問票(母親用)(M-1m) |
| エコチルパイロット調査6か月質問票(C-6m)      |
| エコチルパイロット調査1歳質問票(C-1y)       |
| エコチルパイロット調査1歳6か月質問票(C-1.5y)  |
| エコチルパイロット調査2歳質問票(C-2y)       |
| エコチルパイロット調査2歳6か月質問票(C-2.5y)  |
| エコチルパイロット調査3歳質問票(C-3y)       |
| エコチルパイロット調査3歳6か月質問票(C-3.5y)  |
| エコチルパイロット調査4歳質問票(C-4y)       |
| エコチルパイロット調査4歳6か月質問票(C-4.5y)  |
| エコチルパイロット調査5歳質問票(C-5y)       |
| エコチルパイロット調査5歳6か月質問票(C-5.5y)  |
| エコチルパイロット調査6歳質問票(C-6y)       |
| エコチルパイロット調査7歳質問票(C-7y)       |
| エコチルパイロット調査8歳質問票(C-8y)       |
| エコチルパイロット調査8歳質問票別冊(C-8y別冊)   |
| エコチルパイロット調査9歳質問票(C-9y)       |
| エコチルパイロット調査10歳質問票(C-10y)     |
| エコチルパイロット調査11歳質問票(C-11y)     |
| エコチルパイロット調査12歳質問票(C-12y)     |
| エコチルパイロット調査小学1年質問票(PS-1)     |
| エコチルパイロット調査小学2年質問票(PS-2)     |
| エコチルパイロット調査小学3年質問票(PS-3)     |
| エコチルパイロット調査小学4年質問票(PS-4)     |
| エコチルパイロット調査小学5年質問票(PS-5)     |
| エコチルパイロット調査小学6年質問票(PS-6)     |

## 6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) コード一覧表の電子ファイル            | 1 式 |
| (2) 整備したデータの電子ファイル           | 1 式 |
| (3) 上記を収録した光学記憶媒体 (DVD-R など) | 1 式 |

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下、「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等の際には、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕様書

## 1. 件名 ポータブル可搬型電力消費量計測装置 10セット

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「ポータブル可搬型電力消費量計測装置 10セット」について規定する。

## 2. 数量 10セット

各セットの構成内訳

|             |      |
|-------------|------|
| 電力消費量計測装置本体 | 1台   |
| SDメモ리카ード    | 1枚   |
| クランプ型センサ    | 2本以上 |
| 保管ケース       | 1個   |

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、電力計測データをもとに、機械学習等のAI・統計手法を用いた傾向分析や電力消費内訳の解析手法の開発と、具体建物での適用に関する研究を実施している。これら結果の妥当性を検証するには、対象とする建物の電力消費状況を詳細に収集することが重要となるが、設備等の都合により十分な電力計測点が確保されない場合がある。

本調達は、電力計測点の不足する系統等を対象に、一定期間を区切って計測点を移動させながら複数点での電力消費量を計測できるようにするため、「ポータブル可搬型電力消費量計測装置 10セット」を購入するものである。

## 4. 仕様

「ポータブル可搬型電力消費量計測装置 10セット」については、以下の条件を満たす必要がある。

### 1) 電力消費量計測装置本体

- ① 50Hz 及び 60Hz に対応していること。
- ② 単相 2 線式（1～3 回路）、単相 3 線式、三相 3 線式及び三相 4 線式が測定できること。
- ③ 測定項目は、電圧、電流、周波数、有効・無効電力、力率を含むこと。
- ④ 測定できる電圧の範囲は、100V～400V を含むこと。
- ⑤ 電流は、少なくとも 500A まで測定できること。
- ⑥ 測定間隔の範囲は、1 分～1 時間を含むこと。
- ⑦ 測定データを SD メモ리카ードに保存できること。
- ⑧ PC と USB により接続できること。

- ⑨ 機器の電源は、AC アダプタ、及び乾電池又はバッテリーが使用できること。
- ⑩ 外形寸法は、幅 200mm、高さ 150mm、厚さ 100mm 以内であること。

2) SD メモリカード

- ① 容量は 2GB 以上であること。

3) クランプ型センサ

- ① 電力消費量計測装置本体と接続可能なこと。
- ② 電圧及び電流が測定できること。
- ③ 電圧及び電流の測定部はクランプ式とし、設置・取り外しにおいて停電作業を必要としないこと。
- ④ 測定できる電圧の範囲は、100V～400V を含むこと。
- ⑤ 電流は、少なくとも 500A まで測定できること。
- ⑥ コード長さは、3m 以上であること。

4) 保管ケース

- ① 上記 1) ～ 3) の機器が収納可能であること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 5 年 3 月 1 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

1. 件 名  
令和4年度野生動物試料の凍結保存作業及び検疫作業に関する派遣業務（その2）
2. 目 的  
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の研究課題、「絶滅のおそれのある野生動物種を対象とする遺伝資源保存」において、遺伝学的研究（PCR、電気泳動、シーケンス等）及び培養細胞試料の有効活用研究（培養細胞の維持、保存等）に関連する補助作業を行う。
3. 事業所の名称  
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所  
茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所  
生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室  
電話番号 029-850-2498  
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位  
生態リスク評価・対策研究室(生態リスク評価・対策研究室長)
6. 契約期間  
令和5年1月1日から令和5年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数  
(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）  
8：30～17：15（うち、休憩時間12時～13時）  
実働7時間45分  
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。  
(2) 員 数 1名
8. 責任の程度  
(1) 役職名  
なし  
(2) 具体的責任の内容  
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別  
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別  
限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと  
して取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 辻 恵一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域  
生態リスク評価・対策研究室長  
氏 名 五箇 公一  
電話番号 029-850-2480



(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域  
生態リスク評価・対策研究室 主幹研究員  
氏 名 大沼 学  
電話番号 029-850-2498

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和4年度野生動物試料の凍結保存作業及び検疫作業に関する派遣業務（その2）

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所の研究課題、「絶滅のおそれのある野生動物種を対象とする遺伝資源保存」において、遺伝学的研究（PCR、電気泳動、シーケンス等）及び培養細胞試料の有効活用研究（培養細胞の維持、保存等）に関連する研究支援作業を行う。

## 3. 業務内容

環境試料タイムカプセル棟及び野生動物検疫施設において以下の業務を行う。

- (1) 当該施設における事務支援業務(荷物受け取り、発送、発注等)
- (2) 野生動物試料のデータ管理(個人情報登録、試料登録、検査結果登録等)
- (3) 野生動物試料の凍結保存作業に関する業務(凍結保存用チューブの準備、培養液の調整、凍結保存チューブの液体窒素への移動、データ管理等。液体窒素の取り扱いを含む)
- (4) 野生動物試料の感染症・寄生虫検査に関する業務
- (5) 培養細胞の維持、管理
- (6) 分子生物学実験（PCR、電気泳動、シーケンス等。試薬類には有機溶剤を含む）

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等  
特に問わない。
- (2) 技術的能力
  - ①分子生物学実験の経験年数が最低3年以上あること。
  - ②動物細胞の培養、継代、凍結作業を実施した経験があること。
  - ③無菌操作、滅菌作業等に関し、自立して作業に取り組むことができること。
  - ④LC/MS、HPLCの使用経験があること。
  - ⑤電子メール、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint等を円滑に活用できるスキルを有すること。
- (3) 語学及び学術的能力
  - ①情報セキュリティに関する基礎知識を習得し、個人情報・機密事項（データ・紙媒体）等の取り扱い方を身につけていること。
  - ②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

(業務名) 令和4年度野生動物試料の凍結保存作業及び検疫作業に関する派遣業務 (その2)

令和 年 月分

氏名

| 日(曜日)  | 勤務時間  | H | 休憩時間(分) | 超過勤務時間 | H | 業務内容等 |
|--------|-------|---|---------|--------|---|-------|
| 1日( )  | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 2日( )  | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 3日( )  | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 4日( )  | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 5日( )  | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 6日( )  | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 7日( )  | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 8日( )  | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 9日( )  | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 10日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 11日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 12日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 13日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 14日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 15日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 16日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 17日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 18日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 19日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 20日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 21日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 22日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 23日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 24日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 25日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 26日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 27日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 28日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 29日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 30日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 31日( ) | : ~ : |   |         | : ~    |   |       |
| 計      | —     |   | —       | —      |   | —     |

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
生物多様性領域  
生態リスク評価・対策研究室長

五箇 公一

(別紙2)

# 出張経費報告書

| 指揮命令者 殿 |     |    | 請求者 | 所属  |     |    |    |    |        | 氏名 |     |    |    |     |  |     |
|---------|-----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|----|-----|----|----|-----|--|-----|
| 年月日     | 出発地 | 経路 | 到着地 | 宿泊地 | 鉄道賃 |    |    |    | 船賃     |    | 航空賃 | 車賃 |    | 宿泊料 | 備考   |     |
|         |     |    |     |     | 路程  | 運賃 | 急料 | 行金 | 計      | 路程 |     | 運賃 | 路程 | 実費額 |  | 実費額 |
|         |     |    |     |     | km  | 円  | 円  | 円  |        | km | 円   | 円  | km | 円   | 円  |     |
|         |     |    |     |     |     |    |    |    |        |    |     |    |    |     |  |     |
|         |     |    |     |     |     |    |    |    |        |    |     |    |    |     |  |     |
|         |     |    |     |     |     |    |    |    |        |    |     |    |    |     |  |     |
|         |     |    |     |     |     |    |    |    |        |    |     |    |    |     |  |     |
|         |     |    |     |     |     |    |    |    |        |    |     |    |    |     |  |     |
|         |     |    |     |     |     |    |    |    |        |    |     |    |    |     |  |     |
|         |     |    |     |     |     |    |    |    |        |    |     |    |    |     |  |     |
|         |     |    |     |     |     |    |    |    |        |    |     |    |    |     |  |     |
| 合計      |     |    |     |     |     |    |    |    |        |    |     |    |    |     |  |     |
| 出張用務    |     |    |     |     |     |    |    |    | 旅費計    |    | 円   |    |    |     | ※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。 |     |
|         |     |    |     |     |     |    |    |    | その他経費計 |    | 円   |    |    |     |  |     |
|         |     |    |     |     |     |    |    |    | 合計     |    | 円   |    |    |     |  |     |

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。  
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 生物多様性領域  
 生態リスク評価・対策研究室長  
 五箇 公一

# 仕 様 書

1 件 名 令和 4 年度災害復興自治体における公共交通システムの最適化に向けた検討業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 5 年 3 月 20 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、復興まちづくり計画の一環として連携・協力に関する基本協定に基づいて福島県新地町における地域コミュニティ活性化と居住性向上、脱炭素化、雇用創出などを同時に実現する自治体支援研究を推進している。本事業は災害復興自治体の事例地域として、新地町における住民の環境配慮型ライフスタイル実現と将来的な電気自動車等によるエネルギーマネジメントに関係する地域公共交通の在り方に着目し、現状の交通利用等のデータの解析・シミュレーションを行った上で、その結果に基づき各種の改変シナリオによる効果を算定するとともに、最適システムの提案を行うものである。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) タクシー補助の妥当性検証と地域公共交通の改善策提案

NIES 担当者及び新地町企画振興課が提供する従前の公共交通の利用データを基に、予約制デマンド交通とタクシー補助時の必要車両台数をシミュレーションで算出し、現在の予約制デマンド交通を住民へのタクシー補助に変更した時の妥当性検証（乗合状況等）や、自治体及び利用者の費用負担と利便性（希望時間との乖離）の観点から地域公共交通の改善策を提案する。

### (2) 自家用有償（無償）旅客運送の最適な運用案検討

NIES 担当者及び新地町企画振興課が提供する現在の予約制デマンド交通の公立相馬病院便と拠点通過運行型バス（路線バス方式）の利用実績を踏まえ、自治体及び利用者の費用負担、移動時間の観点から自治体が運用する自家用有償（無償）旅客運送の最適な運用案を検討する。なお、請負者は、デマンド交通、自家用有償旅客運送制度を活用した事業そのもの、あるいは調査事業など、デマンド交通、自家用有償旅客運送制度に係るいずれかの事業に参画した実績があること。

### (3) EV とエネルギー事業者連携による電力需給最適化方策の提案

交通システムで稼働する EV の走行（電力消費）データや充電データと、新地エネルギーセンターにおけるエネルギー発電・消費データを活用することで、EV 側の運行計画と新地エネルギーセンター側のエネルギー需給双方を加味した最適な充電計画を立案する。また、新地エネルギーセンターで発電・蓄電する再生可能エネルギーで賄える EV への充電量を踏まえた上で、地域モビリティ活用シーンにおける電動化から脱炭素化の実現計画案を作成し、電力事業者、専門家の意見を踏まえ（謝金が発生する場合は、請負者にて支払うものとする。）、提案を取りまとめる。

### (4) 地域モビリティと防災連携によるレジリエンス向上方策の提案

新地町の避難所を対象に平時に地域モビリティとして利用されている既存の予約制デマンド交通やタクシー等を有事に要支援者の避難所送迎でも活用できるスキーム構築や EV を避難所の非常用電源として活用する方法を検討し、専門家の意見を踏まえ、レジリエンス向上方策を取りまとめる。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1 部
- (2) 上記(1)及び必要データを収録した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

1 件 名 地方自治体が策定した地域気候変動適応計画の分析業務

2 業務契約期間 契約締結日 ～ 令和5年6月30日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

2018年に施行された気候変動適応法の第12条に基づき、日本国内の地方自治体は地域気候変動適応計画の策定を進めている。地域気候変動適応計画の策定は、大規模・中小規模の気象災害の頻発、少子高齢化への対応を迫られる今日の地方自治体が、地域資源の利活用に基づく新しい地域社会システムを創生する契機となりうる。

地域気候変動適応計画を策定した地方自治体の中には、同計画を新規に策定した自治体のみならず、一方、既存の行政計画（地球温暖化対策実行計画・環境基本計画等）を地域気候変動適応計画に位置づけた自治体もみられる。既存の行政計画の策定状況が地方自治体によって異なることもあり、地方自治体の地域気候変動適応計画に係る計画の位置づけには多様性がみられる。また、地域気候変動適応計画の内容も、想定される気候変動影響や既存の施策の実施状況が地方自治体によって異なることもあり、多様性がみられる。加えて、地域社会において気候変動適応策を推進するに当たって、地方自治体が地域内外の様々な関係主体と連携して、体制を構築する必要性が指摘されている。地域ごとに政策推進体制が多様であることを背景として、地方自治体における気候変動適応策を推進体制についても多様性がみられる。

本調査業務は地方自治体の地域気候変動適応計画策定と推進体制の構築を政策的に支援するための基礎資料を整備することを目的として、地方自治体が策定した地域気候変動適応計画の位置づけ、内容、推進体制の分析を行う。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。請負者はNIESが運営する「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」に記載された「地域気候変動適応計画一覧」（<https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/plan/list.html>）から、契約日の時点で日本全国の都道府県・政令市・市区町村が策定した地域気候変動適応計画を全て入手した上で、本業務の遂行に当たる（2022年11月末時点で、181の地方自治体が地域気候変動適応計画を策定）。

### (1) 地方自治体が策定した地域気候変動適応計画の位置づけの分析

日本全国の都道府県・政令市・市区町村が策定した地域気候変動適応計画の位置づけを、以下①～③の項目に則して分析し、わかりやすく表形式で情報を整理する。

①計画期間

②地域気候変動適応計画の上位計画及び関連計画

③計画の策定形式（注1）

（注1）馬場健司（2020）「気候変動適応策の推進に向けた自治体行政の課題と展望」総務省『自治大からの情報発信』（1）自治体行政の視点（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000796664.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000796664.pdf)）p1・図-1で提示された以下の分類に基づき、地域気候変動適応計画の形式を分析する。

A 気候変動適応法や条例に基づく単体の地域適応計画（法定計画）

B 単体の地域適応計画（法定計画ではないが行政計画としての位置づけ）

C 地球温暖化対策推進法に基づく温暖化対策実行計画や環境基本計画の一分野として策定したものを適応法の法定計画として位置づけ

D 単体の適応取組の基本方針・戦略（必ずしも行政計画として位置づけのないもの）

E 地球温暖化対策推進法に基づく温暖化対策実行計画の一分野として策定（適応法の法定計画ではない）

F 環境基本計画の一分野として策定（適応法の法定計画ではない）

### (2) 地方自治体が策定した地域気候変動適応計画の内容の分析

日本全国の都道府県・政令市・市区町村が策定した地域気候変動適応計画の内容を、以下①～⑤の

項目に則して分析し（注2）、わかりやすく表形式で情報を整理する。

- ①気候変動影響評価において参照している情報源
- ②気候変動影響評価における「重大性」「緊急性」「確信度」整理の有無
- ③優先的に取り組むとされた気候変動影響の整理の有無
- ④既存施策の気候変動影響への対応力の整理の有無（注3）
- ⑤計画に記載された適応策の数と内容（注4）

（注2）本分析項目は、平成30年11月に環境省が公表した「地域気候変動適応マニュアル（手順編）」（[https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/plan/files/pdf/jichitai\\_manual\\_201811rev.pdf](https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/plan/files/pdf/jichitai_manual_201811rev.pdf)）に依拠して設定している。

（注3）「有」の場合、既存施策の管轄部局の明示の有無も分類すること。

（注4）気候変動影響評価報告書（平成27年3月）に示された7分野（「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）及び大項目（計30項目）ごとに分類すること。

(3) 地方自治体が策定した地域気候変動適応計画に係る推進体制の分析

日本全国の都道府県・政令市・市区町村が策定した地域気候変動適応計画に記載された推進体制の内容を、以下①～⑧の項目に則して分析し、わかりやすく表形式で情報を整理する。

- ①計画推進の庁内主管部局
- ②計画推進に参画・協力する庁内の部局
- ③地方自治体庁内の連携体制（会議体・連携組織）
- ④地方自治体行政と地域諸団体との連携体制（会議体・連携組織）
- ⑤国との連携に基づく施策・取組の内容
- ⑥都道府県（市区町村の場合）・市区町村（都道府県の場合）との連携に基づく施策・取組の内容
- ⑦他の都道府県（都道府県の場合）・市区町村（市区町村の場合）との連携に基づく施策・取組の内容
- ⑧研究機関・専門家との連携に基づく施策・取組の内容

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) (2) (3)の業務結果を取りまとめた電子ファイル（地方自治体の地域気候変動適応計画に係る計画の内容、位置づけ、推進体制の分析結果をわかりやすく整理した表）を収録したDVD-R 1部

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

（[https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)）

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。



- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny等のP2Pソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

#### 9 検 査

本業務終了後、NIES担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 動物実験施設オートクレーブ（S-180FW）タッチパネル・シーケンサー式、真空ポンプ交換業務
- 2 業務契約期間 令和5年1月4日～令和5年9月29日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「N I E S」という。）及び請負者において行うものとする。

## 4 目 的

N I E S が円滑な研究業務を行うため、動物実験施設に設置した高圧蒸気滅菌装置（以下「動物実験施設オートクレーブ」という。）の劣化したタッチパネル・シーケンサー式、真空ポンプ交換を目的とする。

## 5 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、N I E S の担当者と十分な打合せを行い、動物実験施設オートクレーブについて以下の業務を実施することとする。

- (1) オートクレーブ（S-180FW、日本クレア株式会社）タッチパネル・シーケンサ交換
- ・シーケンサー式
  - ・タッチパネル（一般側）
  - ・タッチパネル（クリーン側）
- (2) オートクレーブ（S-180FW、日本クレア株式会社）真空ポンプ交換及び消耗品交換
- ・真空ポンプ
  - ・給水圧カススイッチ
  - ・開閉器
  - ・封水電磁弁
  - ・フローセッター
  - ・真空モーターバルブ
  - ・逆止弁スイング
- (3) 運転調整
- (4) 缶内温度分布測定
- (5) 真空ライン配管交換及び施工
- (6) 総合動作確認

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をN I E S 担当研究者へ提出するものとする。

- (1) 点検結果報告書 1部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、N I E S 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はN I E S 担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てをN I E S に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、N I E S が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、N I E S 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、N I E S から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてN I E S の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、N I E S から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、N I E S 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにN I E S 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕様書

## 1. 件名 令和4年度ラックマウント型ワークステーション 一式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度ラックマウント型ワークステーション 一式」について規定する。

## 2. 数量 1式

構成内訳

ラックマウント型ワークステーション（計算用） 4台又は5台（後述4. A参照）

ラックマウント型ワークステーション（計算及びデータ保存用） 1台

スイッチングハブ 1台

接続ケーブル 1式

保守サービス・その他 1式

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、脱炭素で資源効率の高い循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する評価方法を確立するため、資源循環・消費者行動シミュレーションモデルを開発し、環境負荷・資源循環性の算定及びその改善に効果的な施策の評価に関する研究を行っている。

上記の資源循環・消費者行動シミュレーションモデルを用いた研究では、多数の計算機実験を実行しその結果を分析することで、持続可能性目標の達成のために重要なパラメータや有効な施策パッケージを特定することが求められる。そこで、費用対効果の高い汎用部品で構成されるコンピュータを複数台設置することで、柔軟な並列計算が可能な計算資源を確保する必要がある。このため、以下に示す性能を備えた機種を購入するものである。

## 4. 仕様・規格等

「令和4年度ラックマウント型ワークステーション 一式」については以下の仕様を満たす必要がある。

### A ラックマウント型ワークステーション（計算用）

4台（仕様(1)1. を満たす場合）又は5台（仕様(1)2. を満たす場合）

(1) CPUは次のいずれかを1個搭載していること。

- 16物理コア以上、高性能コアの最大周波数5.7 GHz以上、L2・L3キャッシュの合計60MB以上のCPU（Intel Core i9 13900K、AMD Ryzen 7950X 相当以上）
- 12物理コア以上、高性能コアの最大周波数5.4 GHz以上、L2・L3キャッシュの合計50MB以上のCPU（Intel Core i7 13700K、AMD Ryzen 7900X相当以上）

- (2) 主記憶装置の総主記憶容量は128GB（デュアルチャネル対応）を有すること。メモリチップはCPUに対応するDDR5-4800 SDRAM 相当以上で構成されていること。
- (3) ストレージとして250GB以上のSSD（NVMe M.2又はSATA接続相当以上）を搭載していること。
- (4) 計算機用空調設備が設置された環境下においてCPUの全コアが同時に最大周波数で継続的に動作するために十分な性能を有するCPU冷却装置（マルチファン簡易水冷相当以上）、電源装置（600W 80PLUS 認証以上）、マザーボード等を備えていること。
- (5) 電源プラグの規格は IEC60320 - C13（200V）に対応していること。
- (6) 2.5 GBASE-T 対応の有線 LAN ポートを1系統以上搭載していること。
- (7) USB 3 ポートを2口以上搭載していること。
- (8) VGA出力が可能な映像出力端子（変換アダプタ利用可）を1口以上搭載していること。
- (9) 筐体はEIA 19インチラックに搭載可能であり、1台当たり4U以下であること。ラックへの搭載に必要な部品は、提案内容に含めるとともに経費を算定すること。
- (10) 初期動作確認用としてUbuntu 22以上がインストールされていること。
- (11) 4台又は5台は全て同じ製品であること。

B ラックマウント型ワークステーション（計算及びデータ保存用） 1台

- (1) ストレージとして次の3点を搭載していること。
  1. OSインストール用：250GB以上のSSD（NVMe M.2又はSATA接続相当以上）1個
  2. データ保存用：4TB以上のSSD（NVMe M.2又はSATA接続相当以上）1個
  3. データ保存用：12TB以上のHDD（7200 rpm 3.5インチ）1個
- (2) 上記以外の仕様はAの提案内容と同じであること。

C スイッチングハブ 1台

- (1) 10GBASE-Tに対応するLANポートを1系統以上搭載していること。
- (2) 2.5GBASE-Tに対応するLANポートを6系統以上搭載していること。
- (3) 電源プラグの規格は IEC60320 - C13（200V）に対応していること。
- (4) 筐体はEIA 19インチラックに搭載可能であり、1Uであること。ラックへの搭載に必要な部品は、提案内容に含めるとともに経費を算定すること。

D 接続ケーブル 1式

- (1) A、B及びCに対応する電源ケーブル（1.8m以上） 6本又は7本
  - (2) AとC、BとCを接続するLANケーブル（1.8m以上 2.5GBASE-T対応） 5本又は6本
  - (3) Cと構内LANポートを接続するLANケーブル（1.8m以上 10GBASE-T対応） 1本
  - (4) A(8)仕様を満たすために変換アダプタが必要な場合 VGA変換アダプタ 1個
- ※(1)及び(2)の本数はAの提案内容に基づく必要台数分とすること。ただし、(4)の個数は台数分を納品する必要はなく、本仕様の全体で1個とする。

#### E 保守体制・サービスレベル

- (1) 物品が常に完全な機能を持つように、導入後（納入引渡し完了した時点をいう。）1年間は保証期間とし、平日10:00-17:00に電話又は電子メールでの問合せが可能なこと。
- (2) 原則土日祝日（年末年始を含む。以下同じ。）を除き、障害発生のお知らせを行った後1ヶ月以内に正常復旧できる保守体制・サービスレベルを提供すること。なお、障害の程度に応じて土日祝日であっても臨機応変に対応可能な保守体制・サービスレベルを構築すること。
- (3) 納品製品については新品であり、且つ1年間のメーカー保証が付いているものであること。（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。）  
メーカー保証は、メーカーが発行し販売店の証明印と対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする（上記の方法によることが出来ない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること。）。

#### F その他

##### (1) 付属品の装備

サーバ機器の接続及び動作に関する付属品全てを本調達に含むこと。

##### (2) 基本導入作業及び現地調整作業

調達物品が本仕様どおりに稼動するように NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。

- ・機器の搬入、機器の既存ラックへの搭載

##### (3) 納品検収について、納入した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。

### 5. 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

### 6. 納入期限

令和5年3月10日

### 7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合はNIES担当者と協議し、その指示に従うこと。

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。